

令和 5 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 29 号議案～第 31 号議案(追加)

令和 5 年 3 月 29 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲 載 頁
第 29 号 議 案	教育長の任命について	1
第 30 号 議 案	教育委員会委員の任命について	3
第 31 号 議 案	固定資産評価員の選任について	5

第 29 号議案

教育長の任命について

下記の者を舞鶴市教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

廣 瀬 直 樹

令和 5 年 3 月 29 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

教育長を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により提案する。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)

抜 粋

(任命)

第 4 条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(第 2 項 略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に 1 を加えた数の 2 分の 1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(第 5 項 略)

(任期)

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第 6 条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

第 30 号議案

教育委員会委員の任命について

下記の者を舞鶴市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

稗 田 洋 子

令和 5 年 3 月 29 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により提案する。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)

抜 粋

(任命)

第 4 条 (第 1 項 略)

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に 1 を加えた数の 2 分の 1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第 2 項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうち保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第 47 条の 5 第 2 項第 2 号及び第 5 項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第 6 条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

第 31 号議案

固定資産評価員の選任について

下記の者を舞鶴市固定資産評価員に選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

杉 本 和 浩

令和 5 年 3 月 29 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

固定資産評価員を選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により提案する。

参 考

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 抜 粋

(固定資産評価員の設置)

第 404 条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

3 2 以上の市町村の長は、当該市町村の議会の同意を得て、その協議によつて協同して同一の者を当該各市町村の固定資産評価員に選任することができる。この場合の選任については、前項の規定による議会の同意を要しないものとする。

4 市町村は、固定資産税を課される固定資産が少ない場合においては、第 1 項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる。

(固定資産評価員の兼職禁止等)

第 406 条 固定資産評価員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

(1) 国会議員及び地方団体の議会の議員

(2) 農業委員会の委員

(3) 固定資産評価審査委員会の委員

2 固定資産評価員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。

(固定資産評価員の欠格事項)

第 407 条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 固定資産評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- (3) 前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから2年を経過しない者
- (4) 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるもの

地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) 抜 粋

(法第407条第5号の者)

第15条の6の3 法第407条第5号に規定する総務省令で定める者は、精神の機能の障害により固定資産評価員の職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。